

船舶インシデント調査報告書

平成29年9月21日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成29年5月6日 15時40分ごろ
発生場所	福島県猪苗代湖南岸沖 舟津 ^{ふなづ} 四等三角点から真方位317° 1,000m付近 (概位 北緯37° 25.4′ 東経140° 07.0′)
インシデントの概要	水上オートバイカイトは、漂流中、機関が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年5月8日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ カイト、0.1トン
船舶番号、船舶所有者等	210-50940福島、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型 同乗者A、操縦免許不詳
負傷者	重傷 1人（同乗者A）、軽傷 2人（船長及び同乗者B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 3 水象：波高 約0.4m、水温 約11～12℃
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者Aを後部座席の2列目に、別の同乗者（以下「同乗者B」という。）を3列目に乗せ、猪苗代湖南岸沖において漂流中、操縦を交替するために船長と同乗者Aが入れ替わろうとしたところ転覆した。</p> <p>本船は、船長、同乗者A及び同乗者Bが、船体を引き起こして乗船を試みたものの再び転覆し、再度船体を引き起こした後、機関が始動できず、運航不能となった。</p> <p>船長は、防水パックに入れた携帯電話を所持していたが、同パックの口をしっかりと閉じていなかったため、落水した際に濡れて使用できなくなった。</p> <p>船長、同乗者A及び同乗者Bは、泳いで岸まで向かっていたところ、本船が出航したマリーナからの捜索依頼で出動した猪苗代湖船舶安全協会の船舶に発見され、救助された。</p> <p>船長、同乗者A及び同乗者Bは、病院に搬送され、いずれも低体温症と診断され、同乗者Aが5日間、同乗者Bが2日間の入院加療を要した。</p> <p>本船は、半沈没状態で発見され、猪苗代湖船舶安全協会の船舶にえい航されて猪苗代湖南岸の舟津浜に引き揚げられた。</p> <p>本船は、本インシデント後、修理業者が点検したところ、機関室に</p>

	<p>浸水し、機関が水没状態となってシリンダ内に水が入り、潤滑油が乳化していることが判明した。</p> <p>船長、同乗者A及び同乗者Bは、いずれも水着姿でラッシュガードを着ており、その上に救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、特殊小型船舶操縦士の免許取得後、水上オートバイを操縦するのが初めてであった。</p>
分析	<p>本船は、機関室に浸水したことから、機関が始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、転覆した際に機関室に浸水したものと考えられるが、シリンダ内に水が入った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長、同乗者A及び同乗者Bは、水温約11～12℃の状況下、保温性のある衣類を着用していなかったことから、本インシデント後、低体温症となった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、機関室に浸水したため、機関が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水上オートバイが転覆した場合は、船体に表示された方法で、できるだけ速やかに船体を引き起こすこと。 ・水上オートバイの水中での乗降は、船尾ステップから行うことが望ましい。 ・水温の低い水域で水上オートバイに乗船するときは、保温性の高いウエットスーツ等を着用すること。 ・防水型の携帯電話を所持することが望ましい。